

とが出来ますか、又其の處置をなす法的根據について伺いたい。

乙 號

委初第一三一號

昭和二十四年十月六日

文部省初等中等教育局長

無認可幼稚園に對する處置について

昭和二十四年八月二十四日管號外を以てご照會の右のことに
ついて左の通り回答します

一、正式の認可を受けない場合は「幼稚園」の名稱を用いてはならないことを勧告し、それに應じないときは、學校教育法第九十二條の罰則の適用をうけることを知らしめられたい。

根據法令―學校教育法（昭和二十三年法律第二十六號）

第八十三條、第、八十四條及び第九十二條並びに通達「各種學校の取扱いについて」（昭和二十三年三月一日發學八一號）

二、認可を受けないで事實幼稚園教育に類する教育を行つて
いる場合（兒童福祉の規定による保育所を除く。）は、學校教育法第二條の規定によつて幼稚園の設置認可を受けさせるように勧告し、若しその者が同法二條によらず各種學校として經營する場合は、「各種學校の取扱いについて」（昭和二十三年三月一日發學八一號）の通達の趣旨にもとずいて各學校設置の認可を受けさせなければなら

ない。若しその各種學校の設置認可も申請しない場合公立のものにあつては都道府縣教育委員會、私立のものにあつては都道府縣知事は各種學校として指定することができ、更にそれに應じない場合は閉鎖を命じ、これに違反した場合は第八十九條の罰則の適用をうけることを知らしめられたい。

根據法令―學校教育法第四條、第十三條、第三十四條、第八十九條、第百六條第二項及び第一項

幼稚園設置についての疑義

このたび神奈川縣知事から別紙甲號のような照會があつたので、別紙乙號のように回答した。

照會第一の點は、幼稚園の設置者が以前の國幣中社鶴岡八幡宮の宮司であるが、設置者として妥當であるかとの意味であるが、學校教育法第二條及び第百二條によつて當分の間幼稚園の設置については私人にも認められてゐるから、元神社神道であつた鶴岡八幡宮の宮司であつても「教職員の除去及び就職禁止の件」（昭和二十二年五月二十一日政令第六號）及び「教職員の除去及び就職禁止の施行に關する規則」（昭和二十二年五月二十一日文部、外務、司法、逓信、厚生、内務、大藏、運輸、農林省令第一號）に規定する教職員資格審

査の結果、幼稚園の設置者として都道府郡知事（同省令第一條參照）が、その適格を判定した場合はさしつかえないのである。

ただその設置者としての行動及び園の運営については、現在は宗教法人となつてゐる神社の宮司でも従前の神社神道の宮司であることをわきまえ、誤解を招くおそれのないよう「國家神道神社神道ニ對スル政府ノ保證、支援、保全及監督並ニ弘布ノ禁止ニ關スル件」（昭和二十年十二月二十二日發學九十八號）の趣旨を充分體して行ふよう切に望むものである。

第二の點は、幼稚園設置の場所が神社の境内であるが妥當であるかとの意味であるが、文部省においては學校教育法施行規則第一條第二項に、

一學校の設置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならぬ。

と學校を設置する場合の一般的な位置の選定の基準を示して、具體的にその位置が教育上適切な環境か否かの決定は、學校教育法第四條及び同法施行規則第二條によつて、都道府縣監督廳に委任してあるから、監督廳において幼稚園設置認可申請のあつた際充分検討の上設置の場所が適當であるか否かを決定すべきものであることはいふまでもない。（玉越氏談）

甲 號

昭和二十四年五月三十一日

神奈川縣知事 内山岩太郎

文部大臣 高瀬莊太郎殿

幼稚園設置について伺

本縣下元國幣中社鎌倉市所在の鶴岡八幡宮々々座田司氏より學校教育法第四條による幼稚園設立の認可の申請がありましたが左記事項について御指示を願いたくお願致します。尙設立申請書を參考までに添付致して置きます。御指示の節御返却願います。

記

一、元國幣中社の宮司（現八幡宮々々司）が幼稚園（私立學校）を設立することは差支えないか

二、設立場所が境内であること差支えないか

乙 號

地初第八號

昭和二十四年九月三十日

文部省初中等教育局長

神奈川縣知事殿

幼稚園設置について

右のことについて昭和二十四年五月三十一日付でお問合せがありました左記のとおりでありますから御了知下さい。

記

一、私立幼稚園の設立者は元國幣中社の宮司でも教職員適格審査の結果適格を判定された者であれば、さしつかえない。

二、私立幼稚園の設立場所は、神社の境内であつてもさしつ

かえない。但し、學校教育法施行規則第一條第二項に照らし、適切でない場合はこの限りではない。

ユニセフからの

初めての物資

このたびユニセフ UNICEF から日本の子供達にミルクと原棉が送られることになつて、その第一便として九月十八日に一三二二梱の棉花が神戸港につきまた七十九萬四千ポンドの脱脂粉乳が十月一日に横濱についた。この原綿は日本政府の手で服や下着にして困つてゐる家庭の子供達に配り、ミルクは十月から東京その他十二の市内の學校をモデル學校にして給食する豫定であるが凡て無料である。ユニセフはこれまでヨーロッパの十二の國々と中華民國に援助を與へて來たが、今度はじめて援助の手を日本に差しのべたわけである。今回の日本援助の計畫は金額にして五十萬ドルさらに將來日本と朝鮮でこの計畫を擴張するために四十五萬ドルが用意されてゐるとのことである。

(厚生省兒童局企畫課・中山茂事務官談)

ユニセフは一九四六年國際聯合の作つた機關でその目的は世界の國々の困つてゐる子供達をたすけ、また子供の保健衛生の問題の解決について援助を與へたりすることである。例のアンラもこの機關に吸収されてゐる。ユニセフは United Nations' International Children's Emergency Fund の頭文字のみにとゞまらぬ。